



別表1 施設内農作物で加入できるものは

葉菜類	レタス	ミツバ		
	シュンギク	ダイコン		
	モロヘイヤ	小松菜		
	ヒノナ	ミブナ		
	フキ	ホウレンソウ		
野沢菜	葉ネギ	アスパラガス		
サラダ菜	チマサンチュ	カブ		
果菜類	キュウリ			
	インゲン			
	イチゴ			
	トマト			
	ピーマン			
エンドウ	ナス			
メロン	スイカ			
花き類	キク	ストック	ストレリチャ	バラ
	宿根カスミソウ	宿根スターチス	スターチス・ツアータ	ガーベラ
	トルコギキョウ	スイトピー	シンテッポウユリ	フリージア
	シクラメン	ポインセチア	ファレノプシス	デンファレ
	シンビジューム	セントポーリア	プリムラ類	リーガースベゴニア
	サイネリア	グロキシニア	ハイドランジャ	ゼラニウム
	カトレア	ミニバラ	オンシジウム	チランドシア
	マーガレット	サンスベリア	花壇苗	観葉植物

注①上記の農作物でも、育苗中のものは支払対象外です。②病虫害事故の場合、分割割合がかかります。

収入保険との関係

園芸施設本体に施設内農作物を併せて加入している方が収入保険に加入される場合、施設内農作物は収入保険での補償となりますので、重複して加入することは出来ません。収入保険加入直前で施設内農作物のみ解除します。また、収入保険に加入している方が施設内農作物へ移行する場合は、収入保険期間終了直前に現在ご加入の園芸施設本体の契約を解除し本体に施設内農作物を併せて再加入します。

金融商品販売法に係る重要事項

園芸施設共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行い広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき管理、その他損害防止を怠った場合および損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- (2) 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- (3) 正当な理由がなく、払込期限までに掛金の払込みを遅滞した場合
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえ、加入申込書をご提出ください。



三重県農業共済組合

〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 2階  
☎059(224)0505 <http://www.nosaimie.or.jp/>



金融商品販売に基づく重要事項の説明 | 当組合は、事業の健全な運営に努め共済金の確実な支払に努めていますが、財政状況によっては共済金の支払額が削減されることがあります。

2022.3.2,000

# 園芸施設共済

三重県の農業者のみなさんへ






より広く、より深く、  
農家のもとへ

「安心の未来」  
拡充運動



## 加入できるものは

<b>園芸施設本体</b>  ガラス室 プラスチックハウス 雨よけハウス 多目的ネットハウス	<b>付帯施設</b>  換気施設 冷暖房施設 かん水施設 カーテン装置 など	<b>施設内農作物</b>  園芸施設本体内で 栽培する農作物 (野菜・花き・鉢物など) <b>別表1参照</b>	<b>撤去費用</b>  倒壊した施設の 撤去に要した費用 (被覆物は対象に なりません) 本体の撤去費用に係る金額が 100万円を超える場合又は 損害割合が50%を超える場合 ※棟ごとに選択可	<b>本体復旧費用</b> 施設本体を復旧した 場合に要した費用 (被覆物は対象に なりません)  <b>付帯復旧費用</b> 付帯施設を復旧した 場合に要した費用 ※棟ごとに選択可
--	---	---	--	---

- ご加入に際しては、ガラス室100㎡以上または、ビニール・合成樹脂板などのプラスチックハウスを200㎡以上経営していることが条件となります。
- 複数の棟を所有している場合は、全棟加入していただく必要があります。
- ご加入に際しては、園芸施設本体は必ずご加入いただき、オプションとして付帯施設、施設内農作物を付けることができます。撤去費用、復旧費用(復旧費用に係る掛金については全額農家負担)は棟ごとに加入することができます。

## 補償期間(契約期間)は

共済掛金を払い込んだ日の翌日から1年間です。ビニールを張らない期間(未被覆期間)がある場合、該当期間は本体のみの補償となります。(巻き上げた被覆物に被害が生じた場合は補償の対象となります)園芸施設本体の設置期間が周年でない場合は1か月からの加入も可能です。

## 小損害不填補の選択とは

共済金の支払対象となる被害について

- 3万円又は共済価額の5%を超える損害額
- 10万円を超える損害額
- 20万円を超える損害額
- 50万円を超える損害額
- 100万円を超える損害額

**1万円特約** 上記①で加入する場合のみ選択できる特約で掛金については全額農家負担

※④⑤については該当する施設等の共済価額が選択した金額を超えている場合に限りです。  
 ※1万円特約を付加するには該当する施設等の共済価額の20分の1に相当する金額が1万円を超えている場合に限りです。

## 補償される金額(共済金額)は

- 共済金額とは、被害にあったときに補償される最高額で、棟ごとに選択できます。
- 施設内農作物については生産費補償となります。(販売額を補償するものではありません)施設内農作物価額は施設本体の価額を基準に葉菜類、果菜類、花き類ごとに算定します。



### 付保割合追加特約

上記で付保割合80%を選択した場合、さらに10%または20%の補償を上乗せすることができます。(施設内農作物を除く) ※掛金については全額農家負担

## 共済掛金は

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{1}{2}$$

※このほかに賦課金(事務費)をいただきます。

- ポイント1** 掛金の**半分**を国で負担します。(共済金額1億6千万円まで)ただし復旧費用等の特約については全額農家負担となります。
- ポイント2** 掛金は税金の控除対象となります。
- ポイント3** 自動車保険と同様に、共済金の受取実績に応じて翌年の危険段階(掛金率)が変動する仕組みになります。
- ポイント4** ビニールの年間被覆計画を立て、被覆期間と未被覆期間それぞれの掛金を算出し合算します。

## 共済金の支払対象となるのは…

- 風水害、地震等の自然災害
- 火災
- 破裂及び爆発
- 航空機の墜落・接触並びに航空機からの物体の落下
- 車両及びその積載物の衝突及び接触
- 病虫害
- 鳥獣害

支払対象とならなご事例

- 老朽化による消耗によって生じた損害
- 故意もしくは過失による被害
- 盗難による被害(子供のいたずら等を含む)
- 生理障害及び薬害
- 通常すべき管理、損害防止の義務を怠って発生した被害
- 同じ棟で1年以内に2回以上病虫害が発生した場合、及び同一の病虫害が2年以内に発生した場合
- 損害発生を通知を怠った場合や、不実の通知をした場合
- 附帯施設の故障(共済事故以外が原因のもの)

## 共済金の計算方法は

1事故、1棟ごとにNOSAIが算定した損害額が、加入時に選択した小損害不填補の基準金額を超えた場合に支払われます。

支払共済金	=	損害額			×	補償割合 (付保割合)	
		施設本体の時価額 × 損害割合	× (1 - 自然消耗割合)	×			共済金額 共済価額
		被覆材の時価額 × 損害割合					
		付帯施設の修繕費 × 時価現有率	× (1 - 分割割合) ※病虫害の場合				
		施設内農作物の価額 × 損害割合					
		撤去費用の価額 × 損害割合					
復旧費用の価額 × 損害割合							

※撤去費用の損害割合は施設本体の被害により計算します。その時には撤去に係る請求書等の提出が必要となります。  
 ※復旧費用の損害割合は施設本体の被害により計算します。その時には、復旧計画書及び復旧に係る請求書等の提出が必要となります。

### ● ご注意を!!被害発生及び異動の連絡

- 加入している施設に被害が発生したとき、加入している施設内農作物に病虫害の兆候が現れたときは速やかに通知してください。
  - 被覆計画に変更があったとき、加入している施設に異動が生じたときも速やかに通知してください。
- ※被害状況を確認できない場合、被害原因が特定できない場合は、共済金の支払いができなくなります。